



初診時（再診時）選定療養費のお知らせ

平成 28 年4月の健康保険法の改正により、他の保険医療機関等から **紹介状なし** で当院を受診する場合、原則としてその初診時又は再診時に定額のご負担を患者さんにさせていただくこととなりました。（選定療養費の義務化）

この制度に基づき、当院では平成 28 年7月1日から初診時・再診時の選定療養費を以下のとおり徴収させていただきます。

初診時 5,400円(消費税込)

- ・他の保険医療機関等からの紹介状なしでの初診の場合

再診時 2,700円(消費税込)

- ・病状が安定している場合などで、他の病院又は診療所に紹介することが適当と認められ、他の病院又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当院を受診した場合

ただし、以下に該当する場合等は選定療養費をご負担していただく必要はありません。

- ・他の保険医療機関からの紹介状を持参された場合
- ・当院の他の診療科を受診中の場合（医科と歯科は別の医療機関扱いとなります）
- ・医科と歯科の間で院内紹介した場合
- ・特定疾患、がん検診等の結果により精密検査受診の指示があった場合
- ・外来受診からそのまま入院となった場合
- ・国が定める「緊急その他やむを得ない場合」に該当する場合
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合
- ・その他、当院が直接受診する必要性を特に認めた場合 等

何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

